

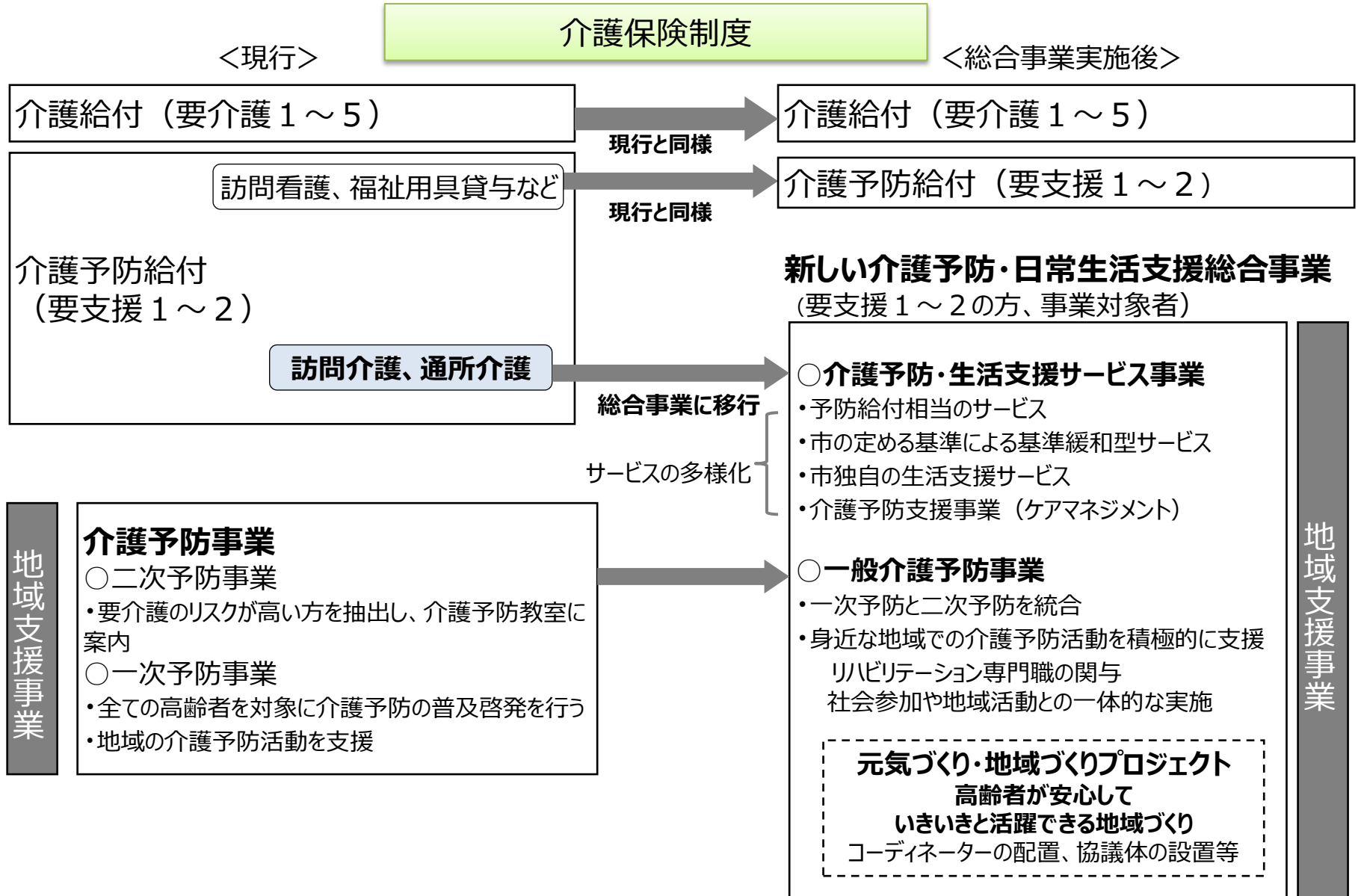
# 介護予防・日常生活支援総合事業

## 平成29年4月スタート



枚方市長寿社会推進室  
平成28年9月

# 介護予防・日常生活支援総合事業（新しい総合事業）の構成



# 介護予防・日常生活支援総合事業は 介護予防と生活支援を一体的に提供する事業です。

## (1) 介護予防・生活支援サービス事業

- 対象者は、要支援者に相当する方
  - ① 要支援1・2の新規認定を受けた方
  - ② 要支援1・2の更新認定を受けた方
  - ③ 基本チェックリストで事業の対象者と判定された方
  - ④ 要支援1・2の認定を受けている方で、事業の利用を希望する方

事業	内容
訪問型サービス	要支援者等に対し、掃除、洗濯等の日常生活上の支援を提供
通所型サービス	要支援者等に対し、機能訓練や集いの場など日常生活上の支援を提供
その他の生活支援サービス	要支援者等に対し、リハビリテーション専門職の関与による自立意欲の喚起、栄養改善を目的とした栄養士による指導等を提供
介護予防ケアマネジメント	要支援者等に対し、総合事業によるサービス等が適切に提供できるようケアマネジメント

### (介護予防・生活支援サービス体制整備事業)

要支援者等に相当する方の必要とする、住民主体による各種の多様なサービスが適切に提供されるよう、地域ケア会議等を通じて、地域に不足する資源を把握し、地域包括支援センターと連携して、サービス基盤となる資源の開発・発掘・育成を推進

## (2) 一般介護予防事業

- 対象者は、第1号被保険者の全ての方、その支援のための活動に関わる方
- ひらかた元気くらわんか体操を中心に様々な介護予防事業を展開することで、体操・活動の場の拡充を図ります。

事業	内容
介護予防把握事業	収集した情報等の活用により、閉じこもり等の何らかの支援を要する者を把握し、介護予防活動へつなげる（基本チェックリストの活用）
介護予防普及啓発事業	介護予防活動の普及・啓発を行う（ひらかた元気くらわんか体操の普及、心の健康・からだの健康まつりの実施等）
地域介護予防活動支援事業	住民主体の介護予防活動の育成・支援を行う（ひらかた元気くらわんか体操の継続支援）
一般介護予防事業評価事業	介護保険事業計画に定める目標値の達成状況等を検証し、一般介護予防事業の評価を行う
地域リハビリテーション活動支援事業	介護予防の取組を機能強化するため、通所、訪問、地域ケア会議、住民主体の通いの場、ひらかた元気くらわんか体操の評価等へのリハビリテーション専門職等による助言等を実施

# 介護予防・日常生活支援総合事業では4つの取り組みを進めていきます。

## (1) 現行の介護予防給付をサービス事業に移行

介護予防訪問介護  
介護予防通所介護



現行相当サービスの実施

## (2) 多様な生活支援サービスの整備・創設

多様な担い手による新基準サービスを導入することで介護人材不足を解消  
利用者の心身機能や生活の質を向上させるための新たなサービスを創設

## (3) 身近な地域での自主的な介護予防活動を重点的に支援

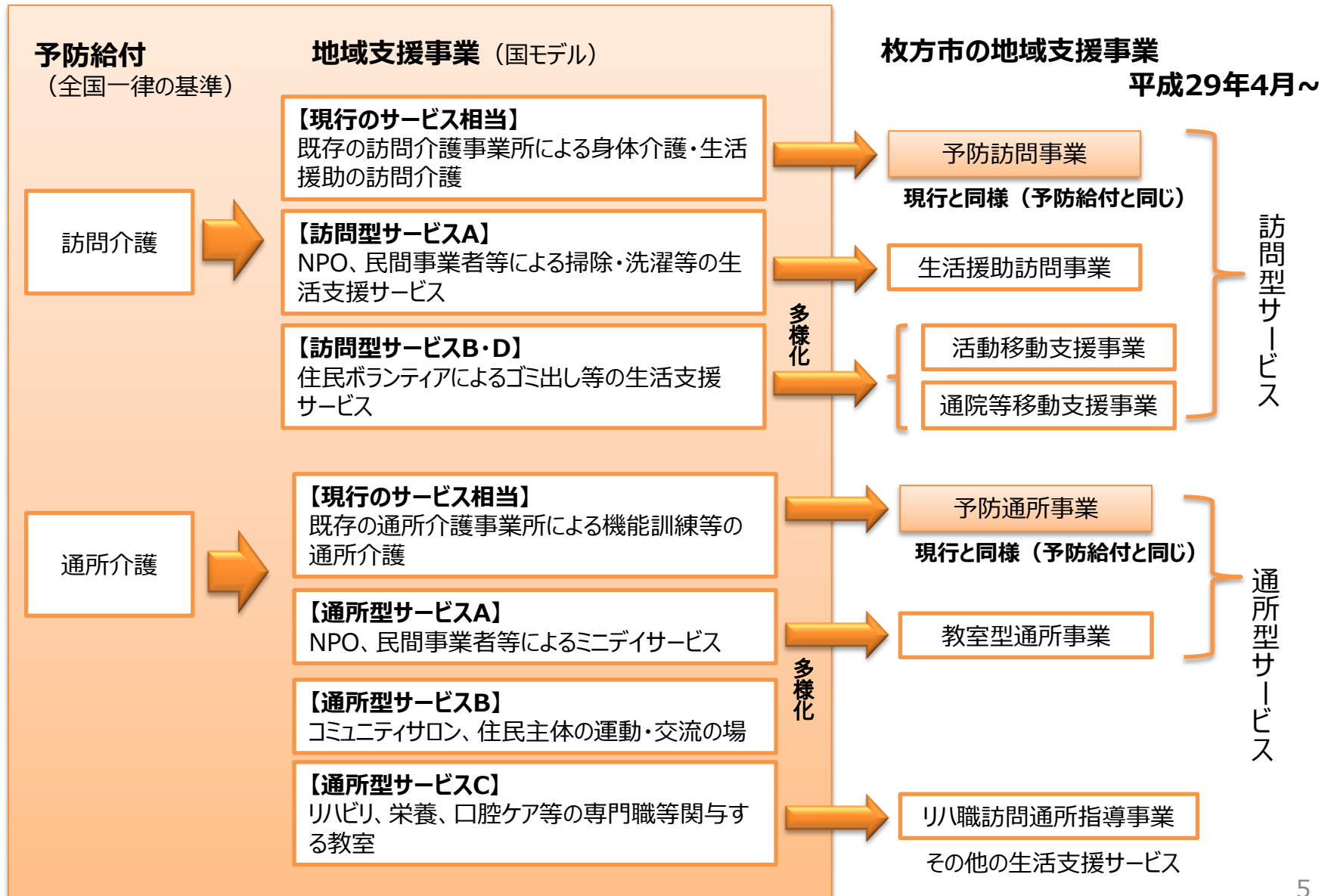
元気な時から切れ目のない介護予防の取り組みを継続できるよう、住民主体の  
介護予防活動を支援

## (4) 地域の支え合い体制や活動の場の充実を図る仕組みづくり

身近な地域とのつながりを維持し、活動・交流の場を増やす仕組みづくり

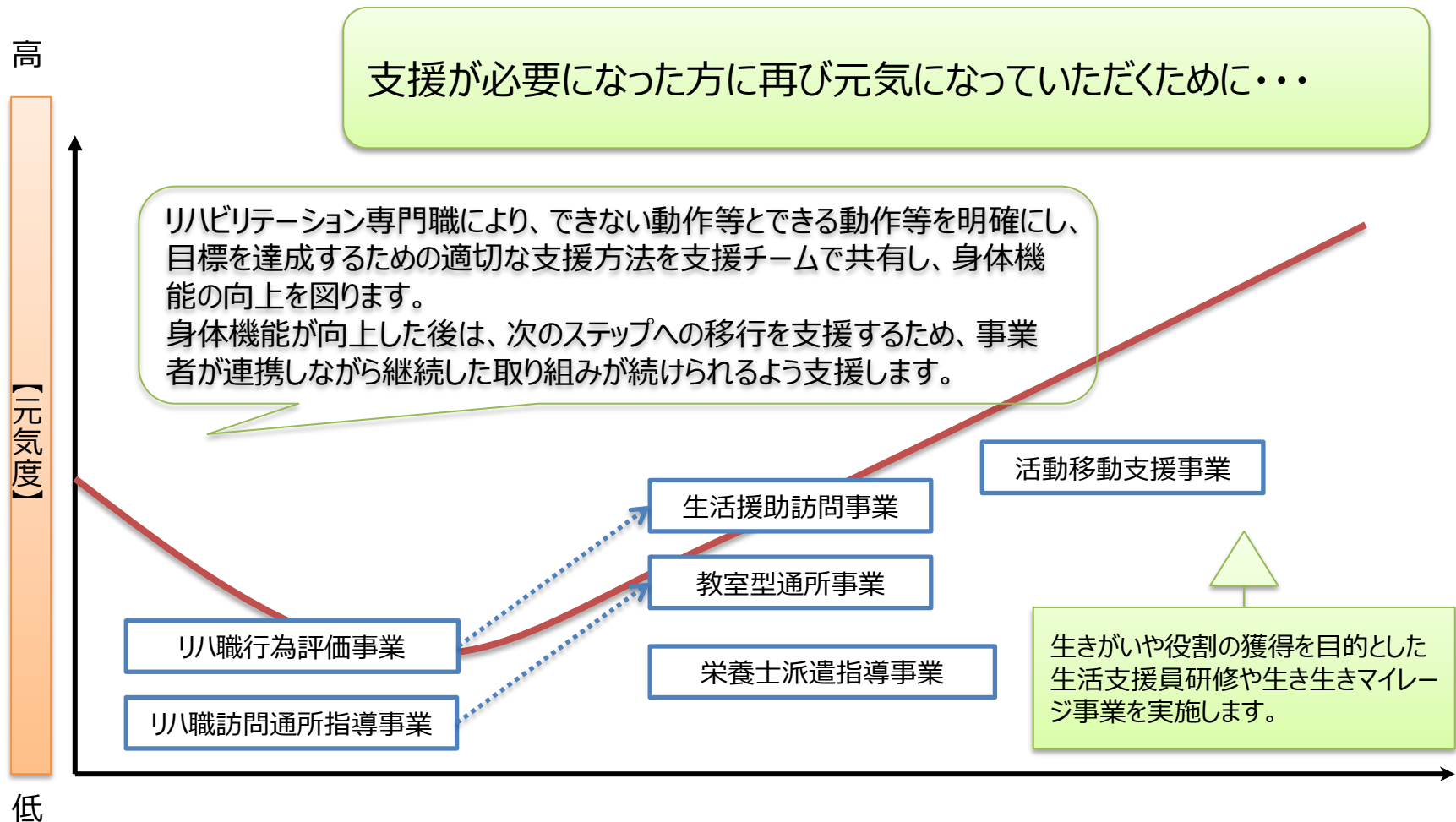


# 介護予防・日常生活支援事業のサービスを充実します。



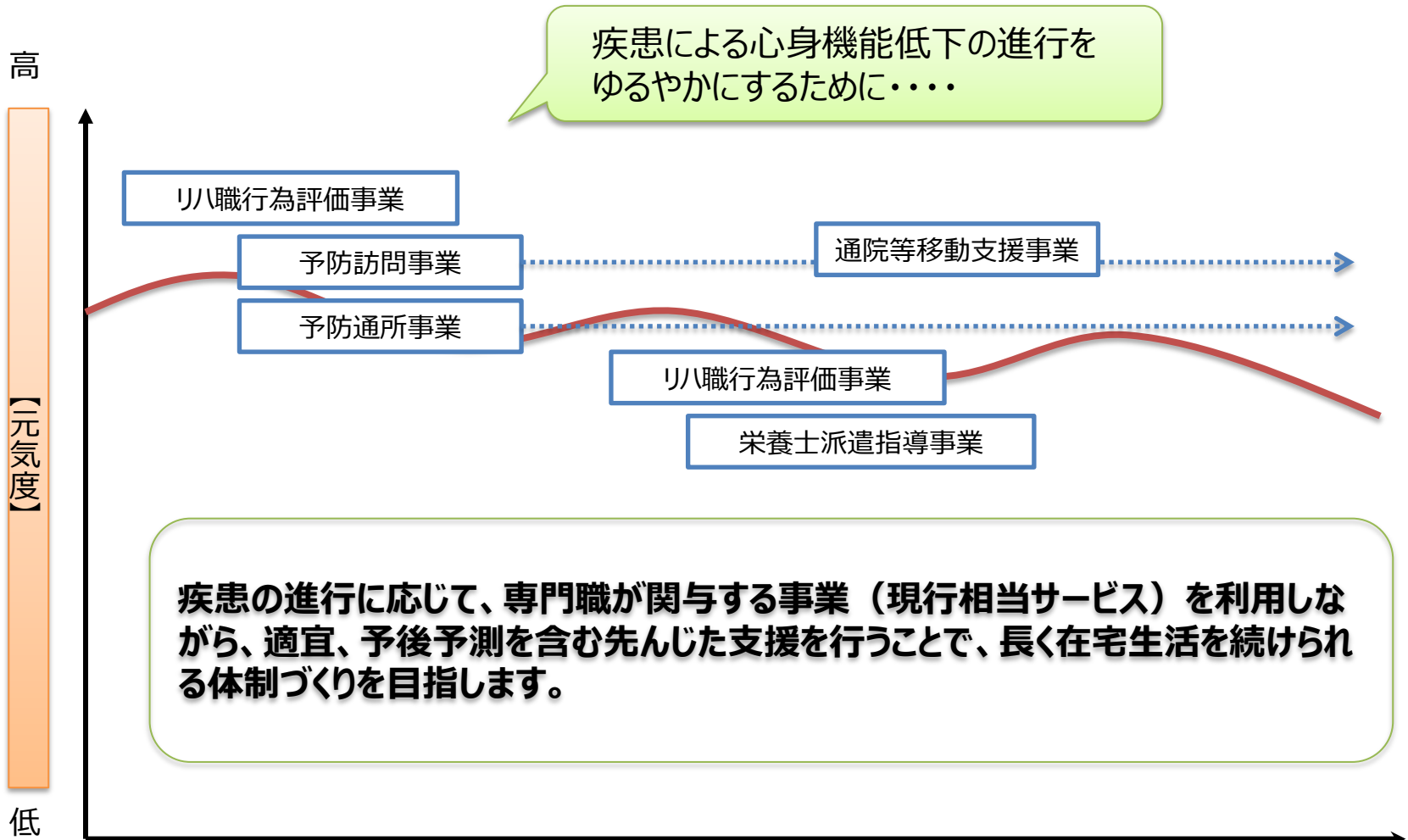
# 【サービス事業】 介護予防・日常生活支援総合事業の体系図①

不活発な生活による機能や意欲の低下、運動器疾患等により支援が必要になった方の例



# 【サービス事業】 介護予防・日常生活支援総合事業の体系図②

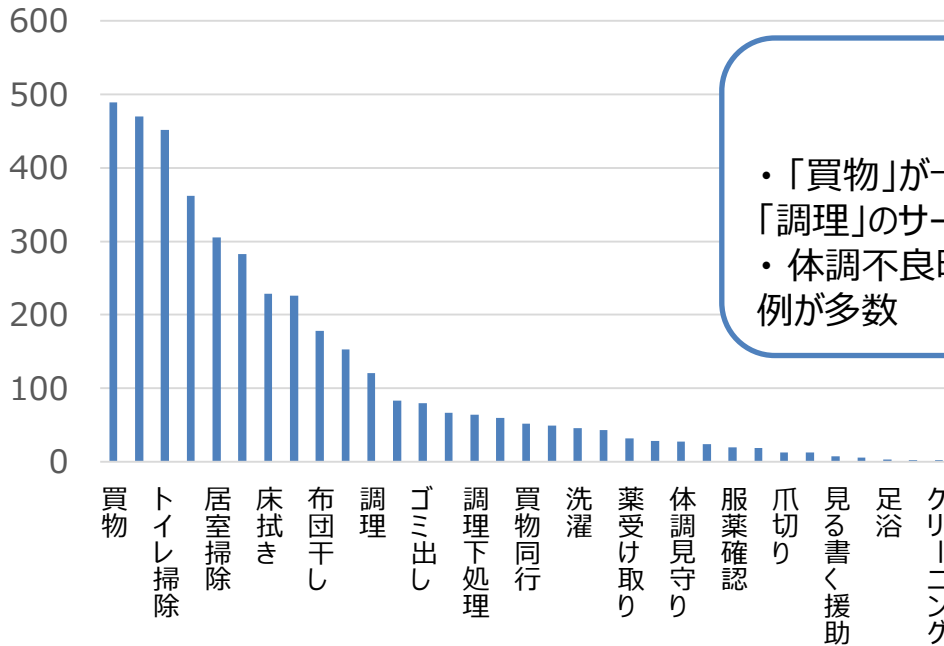
## 進行性疾患などにより支援が必要になった方の例



# 【サービス事業】 現行サービスのサービス内容分析（参考資料）

## 介護予防訪問介護

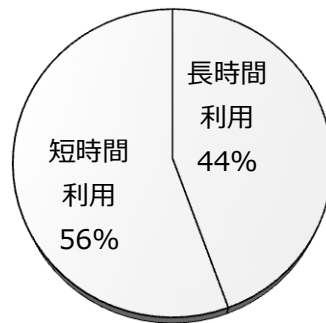
委託ケースを除く 1,627ケース（平成27年4月）



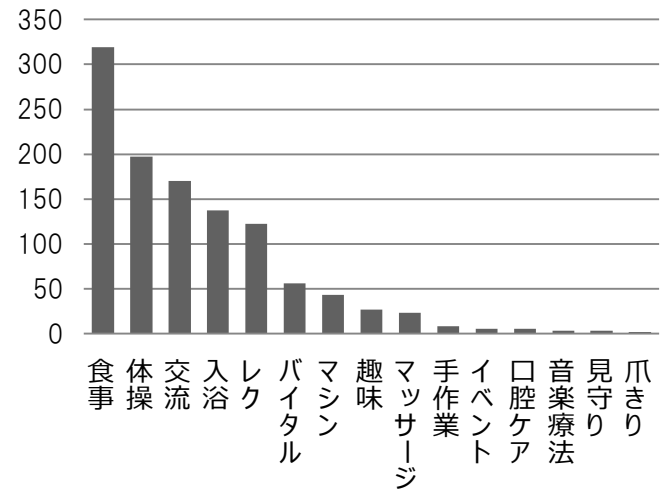
96%が生活援助

- ・「買物」が一番多いサービス内容となっていますが、「掃除」や「調理」のサービスとセットで「買物」が記載されている例が多数
- ・体調不良時に一時的なサービスとして「買物」が記載されている例が多数

- ・ 7割以上が運動器機能向上加算算定
- ・ 長時間の利用は「入浴」が目的
- ・ 「体操」には運動やりハビリを含む



## 介護予防通所介護





# サービス事業の利用について

## 要支援認定者数の推計

	平成28年度	平成29年度	平成30年度
要支援1 認定者	3,814	4,452	4,790
要支援2 認定者	4,620	5,067	5,374
合計	8,434	9,519	10,164

・ 認定者のうち、訪問・通所サービスを利用される方は4割程度と考えられます。

※ 介護予防・日常生活支援総合事業開始時に、現行の予防給付による訪問・通所サービスを利用されている方は、要支援認定の有効期間満了時まで現行のサービスを利用していただくことができます。

(その後も介護予防ケアマネジメントにより、必要に応じて現行相当サービスを継続できます。)

### 【事業の利用の流れ】

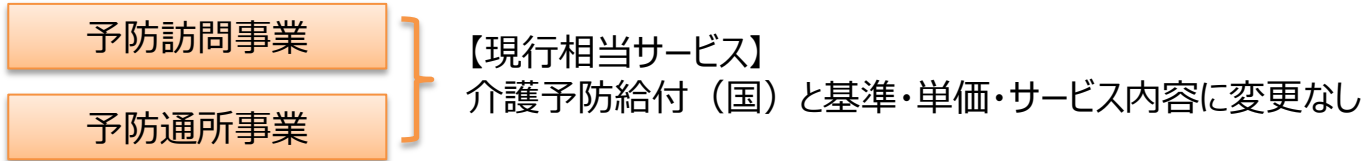
- 新規利用者の方にはまず要支援認定の申請をしていただきます。
- 認定の更新時に、既に訪問・通所のサービスを利用している場合は、基本チェックリストのみでサービス利用の継続が可能になります。

# 介護予防・日常生活支援総合事業 (サービス事業)

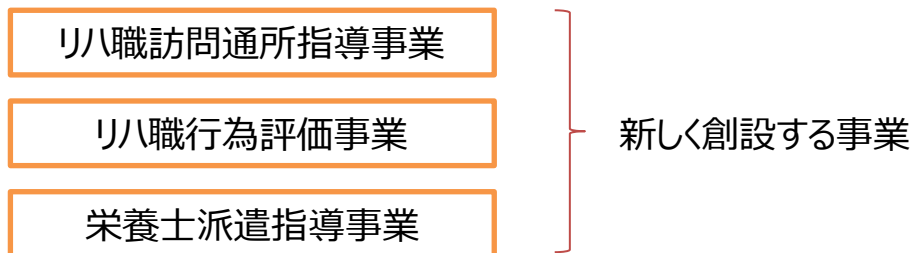
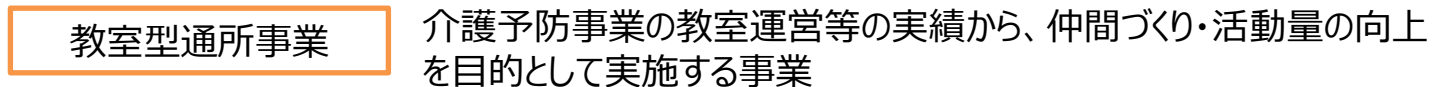
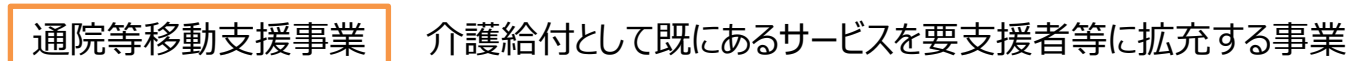
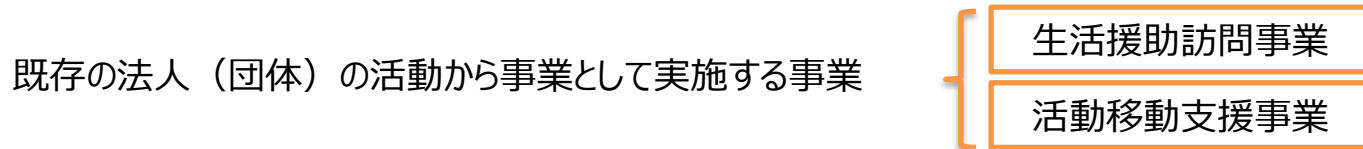


# 介護予防・日常生活支援事業（サービス事業）

（１） 現行の介護予防給付を総合事業に移行します：サービスの内容や利用料に変更はありません



（２） 多様な生活支援サービスの整備・創設：多様な新しいサービスが利用できるようになります



## 【サービス事業】 訪問型サービスの概要

類型	現行のサービス相当	訪問型サービスA	訪問型サービスB	訪問型サービスD
事業名	予防訪問事業	生活援助訪問事業	活動移動支援事業	通院等移動支援事業
サービス説明	訪問介護事業所の訪問介護員等(※1)が提供する身体介護等のサービス	法人(団体)等の生活支援員(※2)が提供する生活援助サービス	法人(団体)の登録・会員等が提供する生活支援サービス	訪問介護事業所の訪問介護員(※1)が提供する身体介護等のサービス
サービス内容	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 掃除や整理整頓</li> <li>● 生活必需品の買い物</li> <li>● 食事の準備や調理</li> <li>● 衣類の洗濯や整理</li> <li>● 薬の受け取り</li> <li>■ 入浴の介助や見守り</li> </ul> <p style="text-align: right;">など</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 掃除や整理整頓</li> <li>● 生活必需品の買い物</li> <li>● 食事の準備や調理</li> <li>● 衣類の洗濯や整理</li> <li>● 薬の受け取り</li> </ul> <p style="text-align: right;">など</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 徒歩や公共交通機関を利用し、老人クラブ等の活動・参加場所までの移動支援</li> <li>● 介護保険の対象とならない簡単な家事支援(台所の換気扇の掃除等)</li> </ul> <p style="text-align: right;">など</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 通院等の移動支援</li> </ul>
対象外のサービス	本人以外のためにすることや、日常生活上の家事の範囲を超えること。			
実施方法	事業者指定 (利用1件(1人)あたり単価により算定)	事業者指定 (利用1件(1人)あたり単価により算定)	補助(助成) (市が定める特定のサービスに対する間接補助)	補助(助成) (サービスに対する間接補助)
事業費	【1人1か月単価】1単位10,70円 週1回程度 1,168単位 週2回程度 2,335単位 週3回程度 3,704単位	【1人1か月単価】1単位10円 週1回程度 740単位 週2回程度 1,490単位	【1人1回600円】 (月2回まで)を運営法人(団体)に補助(助成)	【1人1回600円】 (月1回まで)を訪問介護事業者に補助(補助)
自己負担金	介護予防給付と同様(1割または2割を自己負担)	介護予防給付と同様(1割または2割を自己負担)	法人(団体)が定める自己負担額	法人が定める自己負担額

※1 訪問介護員等とは、介護職として働く上で基本となる知識や技術を習得している介護福祉士・介護職員初任者研修等の資格を有する者

※2 生活支援員とは、枚方市生活支援員養成研修を修了した者

# 【サービス事業】 訪問型サービスの基準

事業名	予防訪問事業	生活援助訪問事業	活動移動支援事業	通院等移動支援事業
人員	管理者 常勤・専従 1 以上	管理者 専従 1 以上	管理者 1 以上	管理者 1 以上
	訪問介護員等 常勤換算 2.5 以上	従事者 3 以上	提供者 2 以上	提供者 2 以上
	サービス提供責任者 常勤訪問介護員等のうち、 利用者40人に1人以上	サービス提供責任者 常勤の従事者のうち、利用者 40人に1人以上	サービス調整担当者 1 以上	サービス調整担当者 1 以上
資格要件	訪問介護員等 介護福祉士、介護職員初任 者研修修了者	従事者 枚方市生活支援員養成研 修修了者	なし	なし
	サービス提供責任者 介護福祉士、実務者研修修 了者、3年以上従事した介護 職員初任者研修等修了者	サービス提供責任者 介護職員初任者研修修了 者等、介護福祉士、実務者 研修修了者	サービス調整担当者 枚方市生活支援員養成研 修修了者	サービス調整担当者 介護職員初任者研修修了 者等
設備	事業の運営に必要な広さを有する専用の区画（事務室・相談スペース） 必要な設備・備品			
サービス 時間	目標の達成状況に応じて必要な程度の量 (介護予防訪問介護の考え方と同じ)		法人（団体）が定める時間	法人が定める時間
運営	現行の基準と同様	<ul style="list-style-type: none"> <li>●簡略化した個別サービス計画の作成</li> <li>●従事者の清潔の保持・健康状態の管理</li> <li>●従事者又は従事者であった者の秘密保持</li> <li>●事故発生時の対応 等</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>●提供者の清潔の保持・健康状態の管理</li> <li>●提供者又は提供者であった者の秘密保持</li> <li>●事故発生時の対応 等</li> </ul>	現行の要支援者を対象とする「通院等乗降介助」と同様

※（介護予防）訪問介護、予防訪問事業、生活援助訪問事業、活動移動支援事業、通院等移動支援事業の管理者、サービス提供責任者、サービス調整担当者は、それぞれの事業において、業務に支障のない範囲で兼務可能とする。（一体的に実施している場合に限る。）

# 枚方市生活支援員養成研修

平成28年度から実施する「枚方市生活支援員養成研修」の修了者は、生活援助訪問事業の事業者には雇用されると、枚方市の生活援助員として働くことができます。

(担い手の育成とともに高齢者の就労の場の確保を図ります)

## 枚方市生活支援員養成研修カリキュラム（13時間）

項目	内容
多様なサービス、仕事内容の理解	介護保険制度、相談からサービス提供までの流れ、介護に関する職種等
老化と高齢者の病気	老化や病気に伴う心身の機能の変化と日常生活上の留意点
認知症の理解	認知症の理解
コミュニケーション技術	介護におけるコミュニケーション、状況に応じたコミュニケーション等
尊厳の保持・自立支援	個人としての尊重、介護の倫理、残存能力の活用、意欲を高める支援等
安全の確保とリスクマネジメント	事故予防、感染対策、ストレスマネジメント等
生活と家事	家事援助に関する基礎的知識と生活支援等
演習と修了評価	実践者による活動内容の紹介、振り返り等

地域住民や高齢者に参加していただき、能力を活かした活動ができる場の一つとして、当該研修を定期的の実施します。

## 【サービス事業】 通所型サービスの概要

	現行のサービス相当	通所型サービスA
	予防通所事業	教室型通所事業
サービス説明	通所介護事業者による通いサービスの提供	フィットネススタジオやプール等のスポーツ施設での通いサービスの提供
サービス内容	生活機能の向上のための機能訓練または、入浴介助（見守り）	ひらかた元気くらわんか体操、介護予防に資するプログラムなど 【サービス提供期間：3か月】
送迎	自宅から施設の間の送迎あり	巡回バス等による送迎
実施方法	事業者指定 （利用1件（1人）あたり単価により算定）	委託 （1教室あたりの基本額と1人あたりの出来高額により算定）
事業費	【1人1か月単価】1単位10.45円 週1回程度 1,647単位 週2回程度 3,377単位	【定員20人で3か月分】 135,000円
自己負担額	介護予防給付と同様（1割または2割を自己負担）	なし

※ 教室型通所事業については、新しく創設する事業のため事業実施の調整において事業費など変更することがある。

## 【サービス事業】 通所型サービスの基準

事業名	予防通所事業	教室型通所事業
人員	管理者 常勤・専従 1 以上	管理者 1 以上
	生活相談員 専従 1 以上（提供日ごと）	
	看護職員 専従 1 以上（提供日ごと・10人以下は不要）	
	介護職員 利用者15人以下で専従 1 以上（1人以上は常勤） 16人以上は、利用者1人に専従0.2以上	従事者 利用者15人以下で専従 1 以上 16人以上は必要数
	機能訓練指導員 1 以上	体操指導員 1 以上
設備	食堂及び機能訓練室 （3㎡×利用定員以上） 静養室、相談室、事務室 消火設備その他の非常災害に必要な設備 必要なその他の設備・備品	サービスを提供するために必要な場所（3㎡×利用定員以上） 事務室 消火設備その他の災害に必要な設備 必要なその他の設備・備品
サービス提供時間	目標の達成状況に応じた必要な時間 （介護予防通所介護の考え方と同じ）	週1回以上 1回あたり2時間以上
運営	現行の基準と同様	<ul style="list-style-type: none"> <li>●簡略化した個別サービス計画の作成</li> <li>●従事者又は従事者であった者の秘密保持</li> <li>●事故発生時の対応 等</li> </ul>



## 【サービス事業】 通所型サービスの実施方法

- ◆ 通所介護と予防通所事業については、一体的に実施することができます。  
(通所介護と介護予防通所介護と同様)
- ◆ 同一建物減算は設けます。考え方は介護予防通所介護の同減算の取扱いに準じます。
- ◆ 通所型サービスA（教室型通所事業）については、ある曜日の限定した時間に実施することが可能です。
- ◆ 通所型サービスA（教室型通所事業）については、ひらかた元気くらわんか体操を含む、介護予防に資するプログラムを作成し、当該プログラムに基づき実施することとします。
- ◆ 通所型サービスA（教室型通所事業）については、利用終了後に、利用していた人のうち希望者が「支援員」として運営の支援等に参加できる体制をとることとします。
- ◆ 通所型サービスA（教室型通所事業）の体操指導員は、健康運動指導士やインストラクターなど、体操指導における一定の経験がある者としてします。



## 【サービス事業】 その他の生活支援サービスの概要

事業名	栄養士派遣指導事業	リハ職訪問通所指導事業	リハ職行為評価事業
サービス対象者	著しい体重の減少や増加がある人、低栄養が疑われる人、食事や調理・買物への意欲が低下している人など、介護支援専門員等のアセスメントにより、療養食や減塩食などの指導ではなく、規則正しく食事を摂ること、食材や惣菜の選択方法、簡単な調理方法の指導により、身体機能の向上が見込める人	体力改善に向けた支援が必要な人、健康管理の維持・改善が必要な人、閉じこもりに対する支援が必要な人など退院直後や廃用症候群等による身体機能の低下が見られるが、介護支援専門員等のアセスメントにより、リハビリテーション専門職の適切な関与で、身体機能の向上が見込める人	介護予防ケアプランの目標を達成するために、リハビリテーション専門職が利用者の行為や動作を評価し、利用者を含む支援チーム全員への指導等の助言を行うことで、目標達成が見込める人
サービス内容	栄養士による初回訪問（1回の訪問あたり1時間以内） 月1回の訪問もしくは電話による栄養士のモニタリング 支援チーム員全員（特に生活援助員）への指導等の助言	送迎あり 通所：1回2時間以上 訪問：1回1時間以上 週1回、通所と訪問を組み合わせて提供	リハビリテーション専門職が居宅を訪問して、動作や行為の評価（移動時間を含めて2時間以内） 必要に応じて、サービス提供者会議等への同席、支援チーム員への指導等の助言
サービス提供期間	3か月	3か月	3か月
実施方法	委託 （1人1月あたりの月額額により算定）	委託 （1教室あたりの基本額と1人あたりの出来高により算定）	委託 （1人1回あたりの出来高により算定）
事業費	1人1か月 4,000円程度	【定員20人で3か月分】 1,245,000円	1人1回 5,000円程度
自己負担額	なし	なし	なし

※ その他の生活支援サービス（栄養士派遣指導事業・リハ職訪問通所指導事業・リハ職行為評価事業）については、新しく創設する事業のため事業実施の調整において実施方法や事業費など変更することがある。

## 【サービス事業】 その他の生活支援サービスの基準

事業名	栄養士派遣指導事業	リハ職訪問通所指導事業	リハ職行為評価事業
人員	管理者 専従 1 以上	管理者 1 以上	管理者 1 以上
	管理栄養士 1以上 栄養士 3 以上	リハビリテーション専門職 1 以上	リハビリテーション専門職 3 以上
	サービス調整担当者（管理栄養士） 1以上	サービス調整担当者 1 以上	サービス調整担当者 1 以上
資格	管理栄養士・栄養士	リハビリテーション専門職 PT、OT、ST	リハビリテーション専門職 PT、OT、ST
設備	事業の運営に必要な広さを有する専用の 区画（事務室・相談スペース） 必要な設備・備品	サービスを提供するために必要な場所（3 ㎡×利用定員以上）、事務室、消火設 備その他の災害に必要な設備、 必要なその他の設備・備品	事業の運営に必要な広さを有する専用の 区画（事務室・相談スペース） 必要な設備・備品
運営	<ul style="list-style-type: none"> <li>●個別サービス計画の作成</li> <li>●サービス提供記録の作成</li> <li>●モニタリング記録の作成</li> <li>●支援チーム員への指導記録</li> <li>●従事者又は従事者であった者の秘密保持</li> <li>●事故発生時の対応 等</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>●個別サービス計画の作成</li> <li>●サービス提供記録の作成</li> <li>●モニタリング・評価記録の作成</li> <li>●事者又は従事者であった者の秘密保持</li> <li>●事故発生時の対応 等</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>●評価記録の作成</li> <li>●支援チーム員への指導記録</li> <li>●従事者又は従事者であった者の秘密保持</li> <li>●事故発生時の対応 等</li> </ul>

## 【サービス事業】 介護予防ケアマネジメント

ケアマネジメント プロセス		利用サービス		サービス提供 開始月	2か月目 (翌月)	3か月目 (翌々月)	4か月目 (3か月後)
原則的な ケアマネジメント	ケア プ ラ ン 作 成 あ り	予防訪問事業 生活援助訪問事業 通院等移動支援事業 予防通所事業 教室型通所事業 栄養士派遣指導事業 リハ職訪問通所指導事業 リハ職行為評価事業	サ ー ビ ス 担 当 者 会 議	●			●
			モニタリング等		●	●	● (面接)
			給 付 管 理	●	●	●	●
			報 酬	430単位 + 300単位 (7,811円)	430単位 (4,601円)	430単位 (4,601円)	430単位 (4,601円)
簡略化した ケアマネジメント		活動移動支援事業	サービス担当者 会 議	▲ (必要時)			
			モニタリング等				●
			報 酬	400単位 (4,280円)	-	-	400単位 (4,280円)

※ 介護給付及び介護予防給付と同様に介護予防ケアマネジメントにおける自己負担はありません。

人員・設備・運営等に関する基準は、現行の基準通りです。

## 【サービス事業】 介護予防ケアマネジメントの質の向上

- ◆ 介護保険法の理念である自立を支援するための自立支援型地域ケア会議を開催します。支援チーム員全体に「自立支援の視点を定着」させ、「アセスメント力の向上」により、「利用者の生活の質（QOL）の向上」を目指します。
- ◆ 自立支援型地域ケア会議では、要支援認定者が再び自立した生活を送れるよう、生活機能の向上と、社会参加による「役割の再獲得」や「生きがいを見い出す」ための支援過程に焦点をあて、「自立支援を阻害している要因は何か」を明らかにし、検討します。
- ◆ 「できないこと」や「してほしいこと」という要望だけではなく、「自立支援を阻害している要因」から課題を把握し、「課題」を解決する支援方法を追求します。「できないことをできるようにする支援」、「できることを奪わない支援」、そのための最も効果的なアプローチが何なのかを専門的な意見を交え、解決の可能性を探り、検討します。
- ◆ 介護予防ケアマネジメントに位置づけるサービス事業の利用期間は原則6か月とし、継続して同じサービス事業を利用する場合は、多職種により継続の必要性について検討します。（委託事業に関しては3か月）

